

明石市石ヶ谷墓園一般墓地 利用の手引

この手引には、明石市墓園条例（以下、「条例」という。）等に定められた、石ヶ谷墓園一般墓地を使用するときにお守りいただくことを記載しています。
本書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。

1 使用許可証

使用許可証は、一般墓地を使用する権利を示す唯一の証書です。遺骨を納骨する場合や改葬する場合など、手続の際に必要となります。

他人に預けたり貸したりすることのないよう、必ず使用許可を受けた人（使用者）が大切に保管してください。また、使用者の死亡等により名義を変更する場合は、速やかに承継（名義人の変更）に係る手続をしてください。

2 使用者の皆さまへのお願い

(1) ごみの減量について

石ヶ谷墓園ではカラスや小動物による供え物の散らかしや、家庭ごみなどの不法投棄に大変苦慮しています。ごみについては、燃えるごみと資源ごみに分けて所定のごみ収集かごに入れてください。墓参りの際の花以外の供え物は必ずお持ち帰りください。

なお、石材店などに墓石工事や清掃を依頼した場合に発生したごみは、全て墓園外へ持ち出してください。

お持ち帰りいただくもの

- ・ 不要になった骨壺・骨箱
- ・ 菓子・果物等の供え物など



所定のごみ収集かごに捨ててもよいもの

- ・ 燃えるごみ：使用区画内の剪定枝（かごに入る長さに切ったもの）、雑草、下げ花、不要になった卒塔婆（2つ以上に折ったもの）
- ・ 資源ごみ：空のビン・缶・ペットボトル



(2) 火災防止について

火の付いた線香やローソクは少量でも火災の原因となります。お帰りのときは、線香やローソクの火が完全に消えたことを必ず確認してください。また、墓園内でごみや卒塔婆などを燃やすことは禁じられています。

(3) 墓参りの際の注意点について

お盆やお彼岸の混雑が予想される時期は自動車・バイク専用帰路を設けることがあります。お帰りの際は交通誘導員や看板の指示に従ってください。また、特に午前中は激しい混雑が予想されますので、午後の墓参りをご検討ください。

3 埋蔵(納骨)



遺骨の埋蔵(納骨)に当たっては、以下の手続を行ってください。なお、石ヶ谷墓園では火葬した遺骨(焼骨)でないと納骨できません。

また、既にほかの墓地又は納骨堂に納骨されている遺骨を石ヶ谷墓園に埋蔵(納骨)する場合は、あらかじめ改葬の許可を得る必要があります。

(1) 埋蔵(納骨)の手続

埋蔵(納骨)を行うに当たっては、以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。

必要書類

■自宅に遺骨がある場合

- (a) 埋蔵(納骨)届 ※1
- (b) 石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証
- (c) 死体埋火葬許可証 ※2

■ほかの墓地や納骨堂から遺骨を改葬する場合

(改葬の方法は次の「(2) 改葬の手続」を参照してください。)

- ※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。
- ※2 死体埋火葬許可証を紛失された場合は、死亡届を提出された市町村で再発行できます。

(2) 改葬の手続

既に墓地や納骨堂に納骨されている遺骨を別の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」といい、これを行うためには、「改葬許可証」が必要となります。「改葬許可証」は、現在、遺骨が納骨されている墓地や納骨堂が所在する市区町村が発行します。

改葬を行うに当たっては、以下の手続を行ってください。

石ヶ谷墓園一般墓地に改葬する(入れる)場合

① 改葬許可証の交付 ※1

現在、遺骨が納骨されている市区町村で「改葬許可証」の交付を受けてください。なお、明石市内で石ヶ谷墓園以外であれば、市民課(市役所2階)に「改葬許可申請書」を提出し、「改葬許可証」の交付を受けてください。

② 遺骨の引取り

遺骨が納骨されている墓地や納骨堂から遺骨を引き取ってください。

③ 遺骨の埋蔵(納骨)

以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。

- (a) 埋蔵(納骨)届 ※2
- (b) 石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証
- (c) 改葬許可証

※1 現在、遺骨が納骨されている市区町村によって、手続方法が異なりますので、事前に各市区町村にお問い合わせください。

※2 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。

石ヶ谷墓園一般墓地から改葬する(出す)場合

① 公園・海岸課 墓園係への改葬許可の申請

公園・海岸課 墓園係に「改葬許可申請書」を提出し、「改葬許可証」の交付を受けてください。

② 石ヶ谷墓園一般墓地から遺骨の取り出し

石ヶ谷墓園一般墓地から遺骨を取り出します。ご自身での取り出しが困難な場合は石材店などに依頼してください。

③ 遺骨の納骨

改葬先の墓地・納骨堂の事務所の窓口(管理者)に上記①で発行された「改葬許可証」を提出し、納骨の手続をしてください。

なお、改葬後、お墓を使用しなくなる場合は墓石の撤去工事と返還届の提出が必要です。詳しくは、p.5 の5「(5) お墓を使用しなくなったとき(使用区画の返還・墓じまい)」をご覧ください。

4 新設・改修工事、施設制限及び管理



(1) 新設・改修工事の手続

一般墓地の新設・改修工事を行うときは、工事を開始する日の一週間前までに以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。ただし、お盆・お彼岸の期間及び年末年始は墓園が混雑しますので、事故防止のため工事はできません。

必要書類

■工事開始前に提出するもの

- (a) 工事設計承認申請書 ※1
- (b) 施工墓所確認写真票 ※1
- (c) 工事設計図(任意様式)

■工事完了後に提出するもの

- (d) 工事完了届 ※1,2
- (e) 工事写真(新設工事用又は改修工事用) ※2

※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。

※2 工事完了後の提出書類は、石ヶ谷墓園管理事務所に提出してください。

(2) 一般墓地の施設の制限

一般墓地は従来型のお墓であり、墓石等を設けるため区画された場所です。使用区画内の整備・管理は使用者が責任を持って行ってください。

① 墓石等の設置

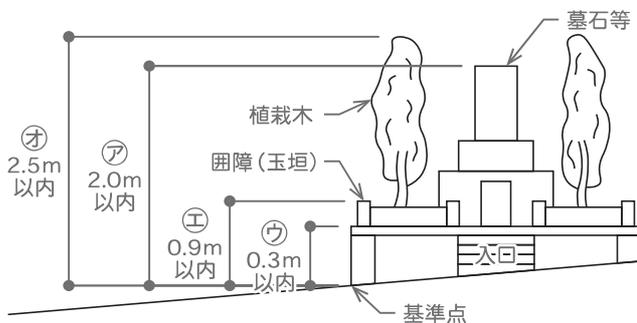
使用許可を受けた使用者は、速やかに延石等で使用区画を囲い、その場所を明確にしなければなりません。また、2年以内に墓石等を設置しなければならないことが条例に定められています。

② 施設の制限

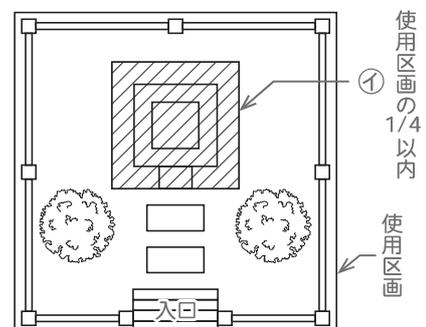
- ・ 墓石等には、建立者として、原則、使用者の氏名を刻字してください。
- ・ 墓石の表面に刻字する家名は、原則、使用者の氏(姓)でなければなりません。なお、家名以外の文字等には制限はありません。
- ・ 墓石の高さ、面積、植栽木等は以下のとおり制限がありますので厳守してください。(傾斜がある区画については、一番低い地面からの高さです。)
- ・ 将来、墓石の傾き等が発生しないよう、十分な基礎工事を行ってください。

施設の制限

- ㊦ 墓石等の高さ …………… 2.0メートル以内
- ㊧ 墓石等(埋蔵する設備)の面積 …… 使用区画の4分の1以内
- ㊨ お墓の地盤面の高さ …………… 0.3メートル以内
- ㊩ 囲障(玉垣)の高さ …………… 0.9メートル以内
- ㊪ 植栽木の高さ …………… 2.5メートル以内



正面イメージ図



平面イメージ図

③ 制限の特例

(1) 8.00㎡区画・10.02㎡区画・12.00㎡区画における墓石等の高さは、基礎(お墓の地盤面)から2m以内とします。

(2) 2.25㎡区画における墓石等(埋蔵する設備)の面積は、使用区画の10分の3以内とします。

※ 特例を利用して建墓する場合は、必ず、図面等のお墓の詳細が分かる資料をご準備のうえ、前もってご相談ください。

5 各種手続



以下の場合には、速やかに公園・海岸課 墓園係で所定の手続をしてください。

(1) 本籍・住所・氏名などが変わったとき

石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証に記載の本籍・住所・氏名・電話番号が変わったときは、以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。

必要書類

- (a) 使用許可証記載事項変更届 ※1
- (b) 石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証
- (c) 変更の事実を証する書類（戸籍謄本・住民票など）

※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。

(2) 関係書類の送付先を変更するとき

石ヶ谷墓園関係書類の送付先として住所地以外を希望される場合は、以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。

必要書類

- (a) 送付先変更届 ※1
- (b) 石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証
- (c) 変更する送付先が確認できる書類（運転免許証・健康保険証などのコピー）

※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。

(3) 使用許可証を再交付するとき

石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証の紛失・破損などにより再交付を希望する場合は、以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。

必要書類

- (a) 使用許可証再交付申請書 ※1
- (b) 本人確認書類（運転免許証・健康保険証などのコピー）
- (c) 使用許可証再交付手数料 250 円

※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。

(4) 承継（名義人の変更）をするとき

石ヶ谷墓園一般墓地の使用者（名義人）が死亡された場合は、使用区画の名義変更「死亡承継」をする必要があります。また、使用者の生前においても、高齢等の理由により使用区画の名義変更「生前承継」をすることができます。

「死亡承継」又は「生前承継」をする場合は、以下の手続を行ってください。

① 死亡承継の手続

死亡承継を行う場合は、以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。

必要書類

- (a) 石ヶ谷墓園承継申出書 ※1
- (b) 誓約書（承継用） ※1
- (c) 同意書（承継用） ※1,2
- (d) 承継者（新使用者）の住民票（本籍が記載されたもの）
- (e) 承継者と被承継者（前使用者）の続柄が分かる戸籍・除籍・改製原戸籍
- (f) 石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証 ※3
- (g) 使用許可証書換え手数料 250 円 ※4

※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。

※2 将来紛争が生じる可能性がなければ提出不要です。

※3 紛失された場合は提出不要です。

※4 郵送の場合は、郵便局にて 250 円分の定額小為替を購入し同封してください。定額小為替の購入には別途、手数料が必要です。

5 各種手続（続き）



② 生前承継の手続

生前承継を行う場合は、以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。なお、生前承継を行うには、以下の要件を全て満たしている必要があります。

生前承継ができる要件	<ul style="list-style-type: none">・ 使用許可後、5年以上経過していること。・ 承継者（新使用者）が親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族）であること。・ 承継者と被承継者（現使用者）の双方が合意していること。なお、現使用者の意思確認ができない場合は、公園・海岸課 墓園係にご相談ください。
------------	--

必要書類	(a) 石ヶ谷墓園承継申出書 ※1 (b) 誓約書（承継用） ※1 (c) 生前承継指定書 ※1,2 (d) 被承継者（現使用者）の印鑑証明証 (e) 承継者（新使用者）の印鑑証明証 (f) 承継者の現在の本籍地と、被承継者との続柄が確認できる戸籍・除籍・改製原戸籍	(g) 石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証 ※3 (h) 使用許可証書換え手数料 250 円 ※4
------	--	---

- ※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。
- ※2 承継者と被承継者双方の実印の押印が必要です。
- ※3 紛失された場合は提出不要です。
- ※4 郵送の場合は、郵便局にて 250 円分の定額小為替を購入し同封してください。定額小為替の購入には別途、手数料が必要です。

(5) お墓を使用しなくなったとき（使用区画の返還・墓じまい）

お墓を使用しなくなった場合は、遺骨の改葬を行い、使用していた区画をご自身の負担で墓石等を撤去して更地に戻した上で、公園・海岸課 墓園係に返還届を提出してください。

① 改葬

使用区画に埋蔵（納骨）されている遺骨を別の墓地等へ移してください。（詳しくは、p.2 の3(2)「石ヶ谷墓園一般墓地から改葬する（出す）場合」をご覧ください。）

なお、改葬先として、石ヶ谷墓園合葬式墓地を希望される場合は、合葬式墓地の使用申請が必要になります。

② 墓石等の撤去工事

撤去工事を行うときは、工事を開始する日の一週間前までに以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。

必要書類	■工事開始前に提出するもの	■工事完了後に提出するもの
	(a) 工事設計承認申請書 ※1 (b) 施工墓所確認写真票 ※1	(c) 工事完了届 ※1,2 (d) 工事写真（撤去工費用） ※2

- ※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。
- ※2 工事完了後の提出書類は、石ヶ谷墓園管理事務所に提出してください。

③ 一般墓地返還届の提出

使用区画の返還に当たっては、以下の書類を公園・海岸課 墓園係に提出してください。なお、使用許可後、5年以内に返還された場合は、既納の使用料及び管理料の半額が還付されます。

必要書類	(a) 一般墓地返還届 ※1 (b) 誓約書（返還用） ※1 (c) 石ヶ谷墓園一般墓地使用許可証 ※2
------	--

- ※1 用紙は、公園・海岸課 墓園係の窓口 又は 市のホームページからダウンロードしてください。
- ※2 紛失している場合は、本人確認書類（運転免許証・健康保険証等のコピー）を提出してください。

6 その他の注意事項

(1) 雑草・植栽木の管理

使用区画内に生えた雑草の除草や植栽木の剪定は、使用者の責任で行ってください。

使用区画内の植栽木（枝・根）の隣接区画への越境や管理不足による苦情が発生しています。使用区画内に植樹する場合は、植栽木の生長に合わせた管理をお願いします。

(2) 石材業者の選定について

石ヶ谷墓園に、指定の石材業者はございません。石材業者との契約は、複数の見積りをお取りいただいたうえで、ご家族・ご親族で十分に検討してから決定されますよう、お願いいたします。

(3) 使用許可の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、条例の規定により、使用許可を取り消すことがあります。なお、取り消されたときは、直ちに使用区画を原状に回復し返還しなければなりません。

使用許可の取消し要件

- ・使用許可を受けた目的以外に使用場所を使用したとき。
- ・使用権を譲渡し、若しくは担保に供し、又は使用場所を転貸したとき。
- ・偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- ・使用許可に付された条件に違反したとき。
- ・使用許可を受けた日から目的の使用設備を設けないで2年を経過したとき。
- ・法令又は条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

(4) 使用権の消滅

以下のいずれかに該当する場合は、条例の規定により、使用権が消滅します。

使用権の消滅要件

- ・使用者の死亡から5年以内に地位の承継の申出がないとき。
- ・使用者である法人が解散したとき。
- ・使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

7 お問い合わせ先・書類の提出先

明石市石ヶ谷墓園一般墓地に関するお問合せや書類の提出は、以下までお願いいたします。

明石市 都市局 都市整備室 公園・海岸課 墓園係（市役所本庁舎7階）
〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
TEL：078-918-5265 FAX：078-918-5109
E-Mail：kouen@city.akashi.lg.jp

詳しくは ▶ [明石市 石ヶ谷墓園 一般墓地](#) 🔍



発行：2025年（令和7年）9月1日